

ひろさき健やか企業認定制度の認定要件について具体的な事例をお知らせします。

認定要件の基本的な考え方

健康に関する取り組みは多岐にわたります。幅広い取り組みを認定対象としますが、認定基準の目安として参考事例を示します。

(1) 必須項目について

ア 企業、団体等の事業所で、弘前市内に所在するものであること。

例) 弘前市内の、本店・支店・営業所・団体等が対象。

イ 事業所において、従業員の健康づくりについて担当者(リーダー)が定められていること。

例) 事業所内で、従業員の健康づくりに関する計画・実行・点検の担当者が定められている。

ウ 負傷又は疾病の治療中その他止むを得ない事情の者を除き、従業員全員が健康診査を受診し、かつ、要精検者及び特定保健指導対象者に必要な措置を講じていること。

例) 定期健康診査の受診状況及び結果を把握しており、治療中や患状況により受診できない者を除く、全従業員が健康診査を受診している。

要精検対象者などには精検受診日を定めたり、勧奨するなど受診しやすい環境が整っている。

エ 従業員に、年齢等の条件に応じたがん検診を実施又は勧奨し、かつ、対象検診(胃・肺・大腸・子宮・乳・前立腺がん検診)のうち、一項目以上の実施(受診)率が30%以上であること。

例) がん検診は対象部位ごとに年齢条件などが異なることから、対象となるがん検診のうち一項目以上のがん検診の受診状況を把握しており、その検診の受診率が事業所において

30%以上である。

オ 事業所において、受動喫煙防止対策を講じていること。

例1) 建物内禁煙や敷地内禁煙などの受動喫煙防止対策がなされている。

例2) 分煙の場合、受動喫煙防止効果が高くなるよう、具体的改善目標が示されている。

(2) 選択項目

ア 従業員の禁煙支援に対する取組みが行われていること。

例) 禁煙を希望する従業員に対して、禁煙補助剤の購入助成など事業所独自の取組みを行うなど、奨励している。

イ 事業所において、メンタルヘルスに対する取組みが行われていること。

例1) 厚生労働省のホームページにある「心の耳 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト」のメンタルヘルスチェックシートを利用するなど、従業員のメンタルヘルスに関して何らかの取組みを行っている。

例2) カウンセリングの実施やカウンセラーの紹介。

ウ 市が行っている「健幸ひろさきマイレージ制度」に関して、従業員に勧奨し、又は事業所として協賛していること。

例1) 参加対象となる従業員に対し、健康に関する意識を高めるため参加率の目標を設定するなど、マイレージ制度へ積極的に申し込みを働きかけている。

例2) 事業所として、景品の協賛など、マイレージ制度に何らかの協力をしている。

エ 従業員に、予防接種（インフルエンザ等）の推奨など、感染症予防対策を行っていること。

例) 推奨強化月間を設定したり、接種率の努力目標を設定するなど、予防接種を受けやすい環境が整っている。

オ 「ひろさき健幸増進リーダー」に関し、従業員を養成講座に輩出し、又は健幸増進リーダーを招き、事業所において運動教室などを実施していること。

例1) 従業員が養成講座を受講するに当たり、受講しやすいよう業務調整を行い参加させている。

例2) 事業所において、健幸増進リーダーを講師として運動教室などを開催している。

カ 従業員に、健康に対する意識及び知識を修得させ、健康教養を高めるための取組みを行っていること。

例1) 講習会等を開催または参加させるなど、健康教養を高めるための機会がある。

例2) 健康教養を高めるために、健康に関する図書やソフトウェアなどを利用している。

キ 従業員に、食生活改善など食育に関する取組みを行っていること。

例1) 食生活改善に関する講習会等を開催または参加させるなど、食育に関する知識向上のための機会がある。

例2) 事業所内において、食生活改善のための情報提供などを行っている。

ク (2)アから(2)クまでについて、機会付与やインセンティブ(有償等)を行っていること。

例1) 手当等の支給や有給休暇などを与えて参加しやすい環境が整っている。

例2) 予防接種費用やがん検診の受診者負担金への助成を行っている。